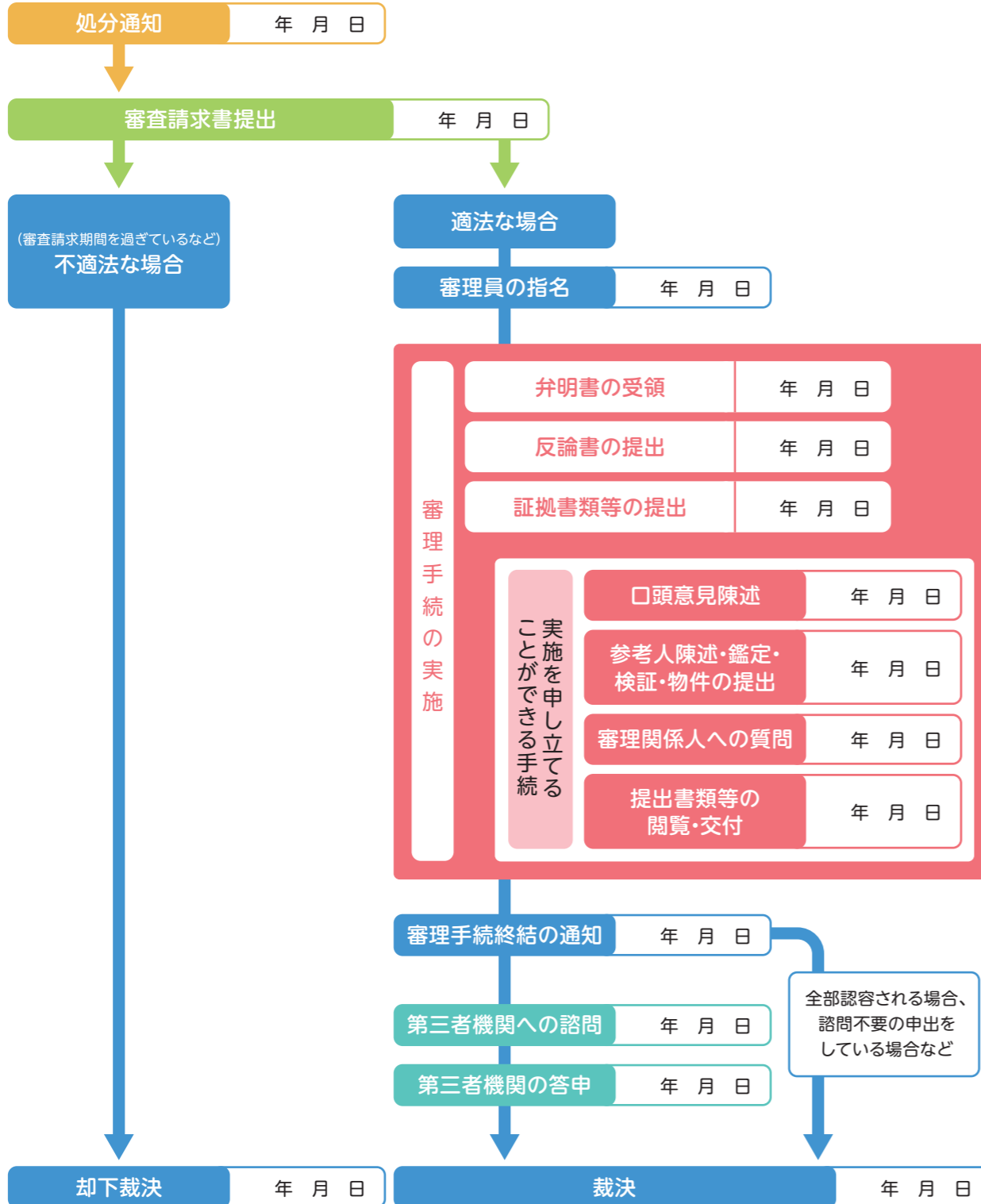


# 審理手続の一般的な流れ

※あくまで一般的に想定される審査請求人からみた審理手続の流れであり、実際は、個々の案件の内容などにより変わります。



# 新たな行政不服審査法がスタートしました!!

改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)が、**平成28年4月1日**から施行されました。

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てることができる制度(不服申立制度。国・地方に共通)が、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、約50年ぶりに抜本的に見直されました。平成28年4月1日以降にされた処分に対する不服申立てから、新しい不服申立制度が適用されます。



本リーフレットや行政不服審査法の考え方などに関するお問合せは、  
総務省行政管理局行政手続室にどうぞ

☎ 03-5253-5111

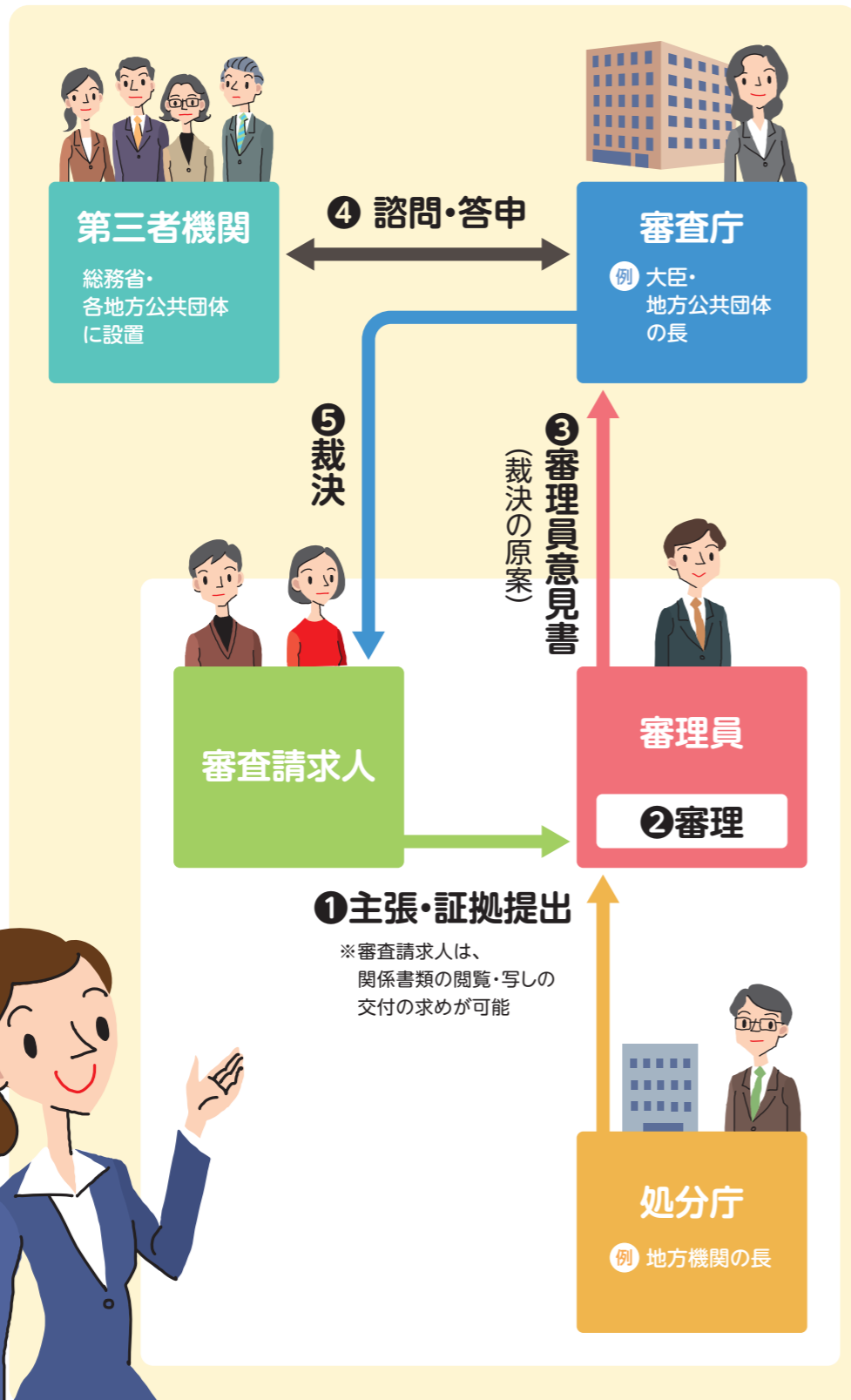


総務省行政管理局

# 1

## 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

審理の公正性・透明性を高めるため、処分に関与しない職員（審理員）が、不服申立て（審査請求）の審理手続を行うとともに、裁決の客観性・公正性を高めるため、有識者からなる第三者機関が審査庁（大臣や地方公共団体の長等）の判断をチェックする仕組みが導入されました。



# 2

## 審理手続の充実等

不服申立ての種類が原則として「審査請求」に一元化されました。また、不服を申し立てた者（審査請求人）が適切な主張・反論を行えるよう、その手続が充実・拡大されました。

- 主な事項
- 行政庁の処分に対して、不服を申し立てることができる期間（審査請求期間）の延長
  - 口頭意見陳述における処分庁等に対する質問権を認めるなど、審理を充実
  - 提出書類等の閲覧の範囲を拡充するとともに、写しの交付も可能に

現行法	改正法
<b>審査請求期間</b> ● 処分があったことを知った日の翌日から60日以内 	<b>審査請求期間</b> ● 処分があったことを知った日の翌日から3か月以内 
<b>口頭意見陳述</b> ● 申立てをした審査請求人・参加人の意見を陳述を聴取するのみ ● 他の審理関係人の出席の規定なし	<b>口頭意見陳述</b> ● 申立てをした審査請求人・参加人は、意見の陳述に加え、 <b>処分庁等に</b> 対する質問が可能に ● <b>全ての審理関係人を招集</b> して実施 
<b>提出書類等の閲覧等</b> ● 処分庁等から提出された書類・物件の閲覧のみ	<b>提出書類等の閲覧等</b> ● 対象を審理員に <b>提出された全ての書類・物件</b> に拡充するとともに、 <b>写し</b> の交付も可能に 

# 3

## 審理の迅速性の確保等

争点等の整理のための手続の新設や、標準審理期間の設定・審理員候補者名簿の作成（努力義務）などにより、審理の迅速性の確保や、透明性の向上が図られました。

- 主な事項
- 裁決までの期間の目安となる標準審理期間の設定を努力義務化
  - 争点等を整理し、計画的に審理を進めるための準備手続を新設
  - 不服申立てに関する情報の提供や不服申立ての処理状況の公表を努力義務化

迅速性の確保	透明性の向上
<b>標準審理期間</b> ● 裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準審理期間）の設定を努力義務に	<b>審理員候補者名簿</b> ● 審理員になるべき者の名簿の作成を努力義務に（作成した場合は公にする義務）
<b>審理関係人の責務</b> ● 簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理関係人に、審理において協力する等の責務	<b>審理過程の透明性の向上</b> ● 「意見書」などの主張書面を他の審理関係人に送付する手続を整備 ● 審理員意見書や行政不服審査会等の答申を審理関係人に送付する手続を整備 ● 審理員意見書や行政不服審査会等の答申と異なる裁決をする場合には、異なる裁決をする理由の明示を義務付け 
<b>争点等の整理</b> ● 複雑な事件などの場合に、あらかじめ争点等を整理し、計画的に審理手続を進めるための準備手続を新設	<b>情報提供</b> ● 不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、必要な情報を提供することを努力義務に ● 裁決の内容その他不服申立ての処理状況の公表を努力義務に

